

# ○条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する訓令

〔平成25年12月3日〕  
本部訓令第20号

(目的)

第1条 この訓令は、山梨県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する山梨県警察職員のうち条件付採用期間中の職員（以下「条件付採用職員」という。）に対する免職及び降任の取扱いに関し地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の任用に関する規則（昭和59年山梨県人事委員会規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(免職等の事由)

第2条 本部長は、条件付採用職員が次表の左欄に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その者を降任し、又は免職（以下「免職等」という。）することができる。

免職等事由	判断基準
勤務実績が良くない場合	山梨県警察職員の勤務評定の実施に関する訓令（平成2年山梨県警察本部訓令第16号）に規定する特別評定の評定項目等を事実即して客観的かつ総合的に評価し、勤務実績が良くないと認められるとき。
心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合	本部長が別に指名する医師2人により、長期の療養又は休養によっても治癒し難い程度の心身の故障があると診断され、職務の遂行に支障があり、又は職務に堪えないと認められるとき。
その職に必要な適格性を欠く場合	山梨県警察職員の服務に関する訓令（平成4年山梨県警察本部訓令第4号）に抵触する行為を行うなど、警察職員としての適格性を欠き、簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等により職務の円滑な遂行に支障があると認められるとき。

(所属長の責務)

第3条 所属長は、所属の条件付採用職員が前条の免職等事由のいずれかに該当すると認めるときは、事実関係を調査しなければならない。

2 所属長は、前項の調査をした結果、条件付採用職員を免職等処分に付す必要があると認めるときは、免職等処分申立書（第1号様式）及び次に掲げる資料を添え、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して本部長に免職等処分に付すべき旨を申し立てなければならない。

(1) 免職等処分に該当すると認める条件付採用職員の聴取書又はてん末書。ただし、当該条件付採用

職員が供述又はてん末書の提出を拒んだときは、監督者の事実調査書

(2) 関係人の聴取書又は陳述書

(3) 前条の免職等事由のうち、心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合に該当すると認められる場合は、本部長が別に指名する医師2人の診断書

(4) 前各号に掲げるもののほか、免職等処分に付す必要があると認めるに足りる資料  
(警務課長の責務)

第4条 警務課長は、第2条の免職等事由のいずれかに該当する条件付採用職員があると認めるときは、事実関係を調査しなければならない。

2 警務課長は、前項の調査をした結果、免職等処分に付す必要があると認めるときは、前条の規定に準じて本部長に申し立てなければならない。

(委員会の設置)

第5条 免職等処分手続に付された条件付採用職員につき、免職等処分の要否、免職等処分の種別その他免職等処分に関し必要な事項を審査するため、警察本部に条件付採用職員免職等処分審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は警務部長とし、委員は首席監察官、警務部参事官、警察学校長及び警務部教養課長をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。

(除斥)

第7条 委員長及び委員は、自己又はその親族に対する免職等処分の審査に参加することができない。

(審査の要求)

第8条 本部長は、第3条又は第4条の申立てを受けた場合において、免職等処分に付す必要があると認めるときは、委員会に対し免職等処分審査要求書（第2号様式）に資料を添え、免職等処分に付すべき旨を申し立てられた条件付採用職員（以下「被申立者」という。）に係る免職等処分の審査を要求するものとする。

(勤務に関する指示等)

第9条 本部長は、前条の規定により審査を要求した場合において、必要があると認めるときは、申立て

の調査及び審査の間、被申立者の勤務に関し所要の指示をし、及び被申立者の保管する使用期間の満了しない支給品又は貸与品の返納を命ずることができる。

(委員会の審査)

第10条 委員会は、第8条の規定による要求があったときは、審査を行わなければならない。

2 委員長は、前項の審査を行うときは、被申立者に免職等処分審査通知書（第3号様式）により、所属長を経由して審査を行うことを通知しなければならない。ただし、被申立者の所在を知ることができない場合、捜査機関において身柄を拘束されている場合等通知することが困難又は不可能と認められる場合においては、被申立者に対する通知を省略することができる。

3 委員会の審査は、書面によるものとする。ただし、被申立者が口頭で意見を述べる機会を要求した場合又は委員会が必要と認めた場合には、被申立者その他関係人の出席を求めて口頭による審査（以下「口頭審査」という。）を行うことができる。

4 委員会は、被申立者が前項の規定により口頭審査を要求したときは、第1項の規定にかかわらず、その要求のあった日から7日間は委員会の口頭審査を行わないものとする。

5 委員会の議事は、委員長及び委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

6 委員会の審査は、公開しない。

(口頭審査の手続)

第11条 前条第2項の通知を受けた被申立者は、委員長に対し前条第3項の口頭審査を要求することができる。この場合において、当該被申立者は、通知があった日から3日以内に口頭審査要求書（第4号様式）を所属長を経由して委員長に提出しなければならない。

2 被申立者が、前条第2項の免職等処分審査通知書の受取を拒み、又は前項の口頭審査要求書を提出しないときは、口頭審査を要求しないものとみなす。

3 委員長は、口頭審査を要求した被申立者に対し、委員会における審査の期日及び場所を口頭審査通知書（第5号様式）により通知するとともに、免職等処分申立書の写しを送達しなければならない。

4 口頭審査は、被申立者を出席させて行うものとする。ただし、被申立者が正当な理由がなく出席しないときは、この限りでない。

(関係人及び資料)

第12条 委員長は、必要と認める関係人を出頭させ、又は資料の提出を要求することができる。

2 被申立者は、委員会の審査の期日の3日前までに、委員長に対して関係人呼出等要求書（第6号様式）

により被申立者側の関係人の呼出しを要求し、又は必要と認める資料を提出することができる。

3 委員長は、前項の要求を受けた場合には、被申立者の側の関係人を委員会に呼び出さなければならぬ。

(委員会の答申)

第13条 委員会は、審査の結果を免職等処分審査答申書（第7号様式）により、本部長に答申するものとする。

(免職等処分の決定)

第14条 本部長は、前条の答申を受けた場合は、その内容を勘案した上で免職等処分を決定するものとする。

(免職の予告)

第15条 本部長は、免職等処分を受けるべき者に対して免職を予告する場合には、免職予告通知書（第8号様式）を交付して行うものとする。

(免職等処分)

第16条 免職等処分は、被申立者に対して所属長を経由し、免職等処分通知書（第9号様式）を交付して行うものとする。ただし、免職等処分を受けるべき者が免職等処分書の受領を拒んだときは、その時に交付があったものとみなす。

2 被申立者の所在を知ることができない場合においては、免職等処分書の交付は、当該免職等処分の内容を山梨県公報に掲載することをもってこれに替えることができるものとし、公示の日の翌日から起算して2週間を経過したときに当該文書の交付があったものとみなす。

(その他)

第17条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

様式 省略